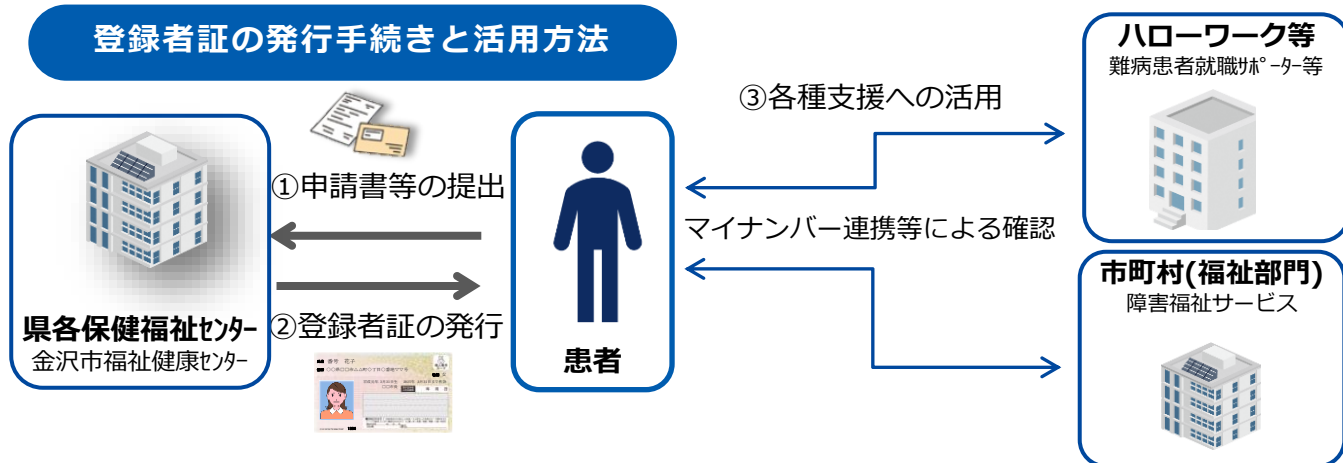


登録者証の申請について

※登録者証とは？

- 指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に、難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。
- 医療費助成の対象とならない方も、指定難病の診断基準を満たしていれば発行されます。
- 「登録者証」に有効期限はありませんので、更新の手続きはありません。

登録者証の発行手続きと活用方法



① 申請方法

登録者証の申請の際は、以下の書類を申請窓口（お住まいの地域の県各保健福祉センター（金沢市は各福祉健康センター））までご提出ください。

- ・登録者証申請書（特定医療費支給認定申請書に欄を追加し、一体的に申請）
- ・指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、却下通知(指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る)、指定難病の医療受給者証等）の添付

※登録者証の対象者は、指定難病の診断基準を満たしていることが原則となります。そのため、審査会での審査認定が必要となります。

② 登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバーによる情報連携を活用することができない状況にあるときは、必要に応じて書面で発行することも可能です。

③ 各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめハローワークや市町村にお問い合わせください。

※登録者証の情報連携または記載事項は「氏名」、「生年月日」、「有効期間開始日」、「交付自治体名」のみで、病名は連携・記載されません。

申請について相談窓口

石川県健康福祉部健康推進課難病対策グループ

■ 電話：076-225-1448

■ 受付時間：8:30～17:15（平日のみ）